

** 最低工賃改正のお知らせ **

工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

品 目	工 程	規 格	金 額
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ		1個につき 1円30銭
プリント基板	部品の差し	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円35銭
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭
	ICの差し		足の本数が28本以下のもの 1個につき 2円65銭
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 83銭
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分のはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課 (03-3512-1614) 又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ(家内労働関係)QRコード⇒

